

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 24 回 総 会

平成 29 年 2 月 10 日

第24回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 平成29年2月10日(金)

午前 9時30分～

場 所 熊野市文化交流センター

多目的ルーム

(出席委員)

会 長 仲 森 廣 光

委 員

多 川 進 坂 口 輝 之 山 本 肇 井 谷 雄 二

原 田 稔 夫 森 岡 正 樹 松 田 良 広 大 江 愛 久

岡 田 住 夫 室 谷 政 輝 松 本 源 一 榎 本 満

栗 原 清 志 杉 谷 俊 毅 増 田 幸 美 大 橋 秀 行

山 口 政 高 辻 本 浩 規 福 岡 淳 史 小 瀬 功

福 山 康 子 栗 須 幹 生

(欠席委員) 須 崎 誓 晤 浦 坪 昇

(事務局) 事務局長 山口耕作 農政係長 鈴木 健 係 竹原千名

会議次第

1. 議事

承認事項 (1) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

第2号議案 農地法第5条許可審議の件

2. その他

議長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまの出席委員は23名であります。欠席の届出は、14番須崎委員、22番浦坪委員から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第24回総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、24番福山委員、25番栗須委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第24回総会総括表。3条所有権の移転は、3件で田3,640㎡、畑842㎡、計4,482㎡でございます。5条所有権の移転は、1件で田68㎡、計68㎡でございます。5条使用貸借権の設定は、1件で畑410㎡、計410㎡でございます。承認事項といたしまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定は、1件で田1,612㎡、計1,612㎡でございます。合計は、6件で田5,320㎡、畑1,252㎡、総合計は、6,572㎡でございます。以上です。

議長 本日は、第1号議案の農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請に対する審議において、農地法第3条第2項第5号の下限面積20アールを満たす必要があるため農業経営基盤強化促進法による利用権の設定について、先にご審議いただきますようお願いいたします。

それでは、承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、飛鳥町野口字関ノ本■■■■番■■■、台帳田、現況田、面積840㎡ほか計2筆1,612㎡でございます。利用目的といたしましては、水稻栽培をすることとでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、愛知県清須市■■■■さん。借受人は、飛鳥町野口■■■■さん。取り扱いは、熊野市農地銀行飛鳥支店。期間は、公告の日から5年間で新規設定ということとでございます。

承認事項1については、農地の全ての効率的利用等農作業常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、飛鳥町お願いいたします。

16番(杉谷委員) 16番、杉谷です。

承認事項1の1番について説明させていただきます。

貸渡人は、愛知県清須市にお住まいの方で、遠隔地に居住のため耕作が困難ということで申請地と同じ飛鳥町野口にお住まいの親戚の方に作ってもらっておりましたが、その方も今年から作らないということで借り手をさがしていたところ、申請地の近くにお住まいの■■■さんが借りて経営規模を拡大したいということで今回の申請になりました。

借受人の■■■さんは、会社員で60歳ですが、申請地の近くで水稻栽培を行っております。

現地は、国道42号から国道309号へ入って2kmほど行ったところから左側で、大又川沿いの基盤整備された田です。

農機具としては、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、軽トラックなど全て揃っており、農業経験も十分あります。

この案件につきましては、地元委員としては何ら問題がないと思いますのでよろしくご審議下さるようお願いいたします。

議長 ただいまの承認事項1につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見があれば発言をお願いします。

(なし)

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですのでお諮りいたします。承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定については、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項1につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につ

きまして提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。  
それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、飛鳥町野口字関ノ本■■■■番■■■■、台帳田、現況田、面積514㎡  
でございます。譲渡人は、兵庫県神戸市■■■■さん。理由は、遠隔地に居  
住しているためということでございます。譲受人は、飛鳥町野口■■■■さん。  
所有面積は、14a。耕作面積は、30aです。農作業歴は、25年です。通  
作距離又は時間は、自宅より0.1kmです。世帯員等従事者は、1人です。  
理由は、農業経営規模を拡大し水稻栽培をするということでございます。

2番、五郷町寺谷字大田■■■■番■■■■、台帳田、現況休耕、面積565㎡ほ  
か計5筆3,126㎡でございます。譲渡人は、三重県津市■■■■さん。  
理由は、遠隔地に居住しているためということでございます。譲受人は、奈良  
県吉野郡下北山村■■■■さん。所有面積、耕作面積ともに162aです。農  
作業歴は、13年です。通作距離又は時間は、自宅より15kmです。世帯  
員等従事者は、1人です。理由は、農業経営規模を拡大し茶栽培をするとい  
うことでございます。次のページをお開きください。

3番、神川町神上字羽峪■■■■番■■■■、台帳畑、現況休耕、面積552  
㎡ほか計2筆842㎡でございます。譲渡人は、南牟婁郡紀宝町■■■■  
さん。理由は、遠隔地に居住しているためということでございます。譲受人は、  
神川町神上■■■■さん。所有面積は、46a。耕作面積は、14aです。農  
作業歴は、47年です。通作距離又は時間は、0分です。世帯員等従事者は、  
1人です。理由は、居住地に隣接しており耕作に都合がよいため野菜栽培を  
するということでございます。

第1号議案の1番、2番、3番については、いずれも申請書の内容等書  
類審査において農地全ての効率的利用等農地法第3条第2項各号には該当し  
ないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明につ  
いては地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いい  
たします。所有権移転の1番について、飛鳥町お願いいたします。

16番(杉谷委員) 16番、杉谷です。

第1号議案の1番について説明させていただきます。

譲受人の■■■■さんは、先ほど利用権の設定について承認していただきま  
した借受人の方です。

今回の3条申請のあった田は、神戸市にお住まいの■■■■さん名義の田ですが、基盤整備した時から■■■■さんの田と合わせて1枚の田になっており、その時から■■■■さんが作っておりました。

今回、譲渡人の■■■■さんも、遠隔地に居住しており高齢でもあるため手放したいということで、■■■■さんが買うことになりました。

現地は、国道42号から国道309号へ入って2kmほど行ったところの左側で、大又川沿いの基盤整備された田で、先ほど承認いただき借り受けする田のすぐ近くです。

■■■■さんは、先ほどの承認事項でも言いましたように農業経験も十分あり農機具は全て揃っておりますので、この案件につきましては、地元委員として何ら問題ないと思っておりますのでよろしくご審議下さるようお願いいたします。

議長 次に、2番について、五郷町お願いいたします。

17番（増田委員） 17番、増田です。

第1号議案の2についてご説明を申し上げます。

現地は、寺谷の■■■■■■■■■■の前で、譲渡人の■■■■さんは、遠隔地にお住まいということから耕作できず大変荒廃していたところでした。

以前から近くの荒廃地を茶畑として再生している下北山村の■■■■さんと譲渡の話がまとまったところでございます。先月29日に現地において■■■■さんから聞き取り調査をさせていただきました。■■■■さんは、既に五郷町内に8千本余りの苗木を植えており、以前五郷地内で求めた農地も、申請に沿って適切に活用管理されております。今回もお茶の栽培の経営規模拡大のための申請であるとのことでした。

■■■■さんは、従来から地域の活動に積極的に取り組んでいただいております。近くの草刈り作業や水路の整備、更には大又川の浄化等に参加いただいております。そういう意味で地域との関係や耕作意欲についても非常に高いというふうに思っております。申請農地5筆と過去の申請により取得し植栽している農地を合わせて最終的に約2万8千本から3万本の茶の植栽をする予定とのことでございます。今後の耕作計画ですが、今回申請した農地の中にセイタカアワダチソウが繁茂している農地もありまして、完全な除去には3年くらいかかるということで、できるところから順次植栽していくということでございます。また、将来の茶摘み、剪定等作業の機械導入も考えており、今後作業道の新設申請もしていく予定とのことでした。五郷で、■■■■■■■■■■

■■■■前は、一番広範囲に荒廃していたところでございますが、おそらく5年、10年先には全面茶畑として再生されるということで、地元委員としましては、この案件につきましては何ら問題ないというふうに考えますのでよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 次に、3番について、神川町お願いいたします。

19番（山口委員） 19番、山口です。

この案件につきましては、先ほど事務局から説明のあったとおりでございますが、場所としましては、神川町に入りましたら郵便局がありまして、郵便局の前を市道柳谷線が走っております。その柳谷線を約300m上がりますと四差路になっておりまして、その突き当たりでございます。

この物件につきましては、約20年くらい休耕しております。

■■■■さんは、この畑のねきでございまして、家のすぐ前です。

地元委員としては何ら問題ないと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは、許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

（なし）

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですのでお諮りいたします。第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請及び使用貸借権の設定につきまして、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、遊木町字遊木谷■■■■番■■■■、台帳田、現況畑、面積ですが土地登記事項証明書によれば68㎡、実測面積は、912.35㎡でございます。譲渡人は、遊木町■■■■さん。譲受人は遊木町■■■■

■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、干物干し場用地で、実測面積が912.35㎡で、干物干し場288㎡、通路・石垣部分624.35㎡ということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図（案内図）、土地利用計画図、誓約書、地積測量図、法人登記事項証明書、定款の写し、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。次のページをお開きください。

農地法第5条の規定による使用貸借権の設定についての1番、有馬町字松原■番、台帳畑、現況畑、面積300㎡ほか計2筆410㎡でございます。貸渡人は有馬町■さん。借受人は木本町■さん、■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、住宅用地で、住宅二階建てを1棟、建築面積が74.11㎡を新築、駐車場4台分60㎡、通路32.4㎡ということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図（案内図）、土地利用計画図、建物平面図、建築確約書、■さんの同意書、土地使用貸借契約書の写し、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。

第2号議案の1番、使用貸借権の設定の1番につきましては、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果から転用事業の確実性等農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第2号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、新鹿町お願いいたします。

3番（山本委員） 3番、山本です。

第2号議案の1番について説明させていただきます。

転用の目的は、先ほど事務局より説明があったとおりで、干物干し場として利用したいということです。

譲受人は、遊木町で水産業、民宿経営と手広く事業を営んでおります■さんです。

申請地は、国道311号線の遊木トンネルを抜けてすぐ右側です。この案件については、地場産業拡張の意味においても大変ありがたいと思われまますので、地元委員としては何ら問題ないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 次に、使用貸借権の設定の1番について、有馬町お願いいたします。

10番（岡田委員） 10番、岡田です。

第2号議案の使用貸借権の設定の1番について説明させていただきます。  
先ほど事務局からも説明がありましたとおりですが、転用目的は、住宅用地及び進入路、駐車場4台分でございます。

現地は、芝園の [REDACTED] から南へ400mくらい行った所でございます。

周囲の状況は、隣が畑になっておりまして、その畑の持ち主の同意書ももらっておりまして問題ないと思います。

地元委員としては、何ら問題ないと思いますので、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 第2号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

（なし）

議 長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番、多川です。

第2号議案の農地転用及び使用貸借権の設定につきましては、地元委員の言うとおり何ら問題ないと思います。

議 長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請及び使用貸借権の設定につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議 長 ご異議なしとのことですので、第2号議案につきましては原案を承認することと決定し、その旨の意見を附し知事に進達することといたします。

これをもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項等は、すべて議了いたしました。ほかに何かございませんか。

（なし）

議 長 それでは、事務局から連絡事項がございます。事務局。

事務局長 それでは事務局から連絡事項を申し上げます。

お手元に、農地転用許可申請の添付書面の取扱いが変更になります！という1枚のチラシを置かせていただきました。

4月1日以降の申請受付分から、転用しようとする面積や事業費に関係なく、全ての転用申請に資金証明書の添付が必要になります。

これまでは、県の基準として、転用しようとする面積が5千平方メートル以上の場合だけ添付すればよいことになっていたんですが、農林水産省から県の方に、法律に規定されているように、全ての申請に添付するようという強い指導を受け変更するものであります。

市の広報くまのやホームページにも載せておりますので、各地域で問合せがありましたら、よろしく願いいたします。

また、推進委員の皆さんへという冊子も置かせていただきました。

平成30年3月に任期満了により、4月からは、新制度の農業委員会に移行することになります。そして農業委員の定数は、法律上の上限が14人となり、農業委員とは別に農地利用最適化推進委員を設置することになります。

その農地利用最適化推進委員とは、何をするのかということが書かれたパンフレットが、農林水産省から出されておりますので一度目を通してお願いいたしますようお願いいたします。

続きまして、次回の現地調査は、3月1日、水曜日、午前8時30分に市役所を出発いたしますので、関係される委員さんにはよろしく願いいたします。

また、次回の第25回総会は、3月10日、金曜日、午前9時30分から、今回と同じこの文化交流センターでの開会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

お手元に配らせていただきました先ほどの資料について、分からない点等がありましたら事務局の方までお問い合わせください。事務局からは以上です。

議長 これをもちまして、第24回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前9時55分)